

第57回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成28年9月9日（金） 13時10分～14時01分

場 所 広島大学臨床管理棟3F大会議室

出席者 学外委員：有本，岡谷，北島，國井，郷，佃，間田の各委員
学内委員：越智，宮谷，相田，佐藤，吉田，平川，片山の各委員

欠席者 学外委員：ギナンジャー委員，白石委員
学内委員：高田委員

列席者 江坂副学長，寺本副学長，神谷副学長，野上監事，高橋監事，竹内学長補佐，
畑尾学長特命補佐，松浦副理事，原部長，盛井部長，太田副理事，松尾部長，
青山副理事，岡本副理事，山内副理事，渡邊部長，高橋副理事，三分一副理事，
大高所長，大淵部長，須崎部長，眞田部長，吉岡部長，下田部長，河村学長室長，
千田経済学部長，秀医学部長，加藤歯学部長，高野薬学部長，岩永総合科学研究科長，
久保田文学研究科長，小山教育学研究科長，瀧社会科学研究科長，楯理学研究科長，
山田先端物質科学研究科長（代理），安井医歯薬保健学研究院長，
片岡医歯薬保健学研究院副研究院長，佐野工学研究院長，吉村生物圏科学研究科長，
秋野法務研究科長，松浦原爆放射線医科学研究所長，坂越人事委員会委員長，
圓山評価委員長，草原未来戦略会議委員，藤原未来戦略会議委員，坂田学長選考会議委員

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（第56回広島大学経営協議会議事要録について）

平成28年6月7日開催の経営協議会議事要録について，原案のとおり承認された。

（議事1）

● 平成28年度末に時限が到来する学内共同教育研究施設の取扱いについて

（越智学長提案，佐藤理事（国際・平和・基金担当），吉田理事（研究担当）説明，別紙1）

◇ 平成28年度末で時限が到来する5つの学内共同教育研究施設の取扱いについて，まず，教育開発国際協力研究センターは，国の施策として国際教育協力を研究対象とする拠点研究センターとして設置され，アフリカ・アジアの大学との国際的なコンソーシアムを形成・発展させた。また，外務省とも関係の深いセンターである。

北京研究センターは，本学初の海外教育研究拠点であり，海外入試や共同大学院プログラムの設置，また，新たに3+1プログラムによる森戸教育学院の設置等，本学にとって重要な拠点である。

総合博物館は，本学の学術標本資料の調査・収集，保存・管理業務，文部科学省の定める「学芸員資格取得特定プログラム」及び本学の埋蔵文化財関連業務を今後も組織的に実施する必要がある。

自然科学研究支援開発センターは，自然科学研究における事件に関する法令遵守，特に教職員へのコンプライアンスや安全管理教育の実施，また，先端研究設備・施設の維持，研究支援を継続して実施する必要がある。

以上のことから，上記4つの学内共同教育研究施設については，存続時限を定めない施設とする。

なお，先進機能物質研究センターについては，規模が小さくセンターの機能が発揮できないことから自然科学研究支援開発センターに研究機能を統合し，時限を持って廃止とする。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

なお，次のとおり学長から補足説明があった。

◇ 4つの施設で時限を廃止するが，アクティビティや評価により将来的に統廃合の可能性は残したま

まとする。

なお、学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・国連持続可能な開発サミットについて

(議事2)

● 広島大学両生類研究センターの設置について

(越智学長提案, 吉田理事(研究担当)説明, 別紙2)

- ◇ 学内共同教育研究施設として広島大学両生類研究センターを設置することについて, 本学の大学院理学研究科の附属施設である両生類研究施設は世界からも注目され, 活動が評価されている。これを更に国際的な研究拠点にしていくため, 全学のセンターとする。

このセンターには, 発生研究部門, 進化・多様性研究部門及びバイオリソース研究部門を置き, 国内外の両生類利用研究を支援する。

なお, このセンターについては, 平成28年10月1日からの平成39年3月31日までの時限付とする。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会に付議することとした。

なお, 学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・両生類研究センターの今後の展開について
- ・各部局との関連性について

(議事3)

● 役員の業績評価及び役員報酬規則の改正等について

(越智学長提案, 片山理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

- ◇ 現在, 役員の在職期間に係る業績の反映については, 学長, 監事の期末手当及び退職手当, また, 理事の退職手当の支給について在職期間の業績を勘案し経営協議会の議を経て100分の10の範囲内で支給額を増減できるという規定となっている。業績を反映して増減をきちんと出来る仕組みについて検討し, 今回, その具体的な方法について提案するもの。なお, 理事については現在, 賞与を期末手当と勤勉手当に分けているが, 勤勉手当を廃止し, 期末手当に統合する。

業績の反映方法については, 別紙3-1-1のとおり, 期末手当は個人業績評価の結果を基に反映し, 退職手当は法人業績評価と個人業績評価の結果を基に反映する。業績については, 半年ごとに学長が評価者となり役員(学長, 監事, 理事)を評価した原案を作り, 経営協議会に付議するものである。ただし, 学長が監事の評価の原案を作るのは, 学長と監事の関係から疑義が生ずるのではないかと指摘があったため, 別紙3-1-2のとおり, 監事は学長を評価者とはせず, 現行どおり業務実績を勘案して経営協議会で判断することとする。

退職手当については, 国立大学法人評価委員会, 個人業績評価, 学長選考会議による学長の執行状況の確認を参考に評価する。法人業績評価と個人業績評価を総合的に評価し, 0.90から1.10の業績勘案率で乗じる。

なお, 今まで3月末の退職では, 事前に業績評価を経営協議会で審議し, 4月当初には役員であっても退職手当を支払えるようになっていたが, 今後は11月以降に退職手当が決定するため, 4月当初に退職手当見込額を支払い, 退職手当の額が確定したのち, その差額を追加支給または返還を受けることとなる。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 期末手当への反映方法については, 別紙3-1-2のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

なお, 退職手当への反映方法については, 意見を集約し次回以降に再度提案することとした。

なお, 学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・学長及び監事の自己評価について

- ・退職手当の支払い方法について

(報告1)

● 平成29年度概算要求について

(片岡理事(財務・総務担当)報告, 資料1)

◇ 本学分の運営費交付金の概算要求は243億円で、授業料等免除実施経費、機能強化促進分及び年俸制導入促進費などが国立大学全体として一括計上されおり、今後、243億円より増額される予定である。

文部科学省から財務省への財務省要求の本学分のポイントとして、「基幹運営費交付金」で機能強化促進係数がマイナス1.6%で、運営費交付金が2.8億円減となり、第三期中期目標期間中は固定的な削減となる。「基幹経費」では、「授業料等免除実施経費」が国立大学全体で333億円、「電子ジャーナル整備支援分」は平均上昇率を勘案し、本学は1.0億円が要求されている。「機能強化経費」の「機能強化促進分」は、今回の概算要求では、組織整備に要する人件費相当額を別枠で要求できるとされており、国立大学法人全体で新規組織整備に平成28年度の39億円から17億円増額の56億円となっている。広島大学分については、新組織整備として両生類研究センターの設置による人件費分0.6億円が財務省要求となった。組織整備に要する人件費以外の機能強化促進分については、戦略ごとの再配分に係る重点支援分として337億円が一括計上で要求されている。

なお、本学からの概算要求において、平成30年度設置を目指している情報科学部(仮称)及び国際展開学科(仮称)に係る準備経費は対象とはならなかったが、当該組織整備に向けた更なる検討を具体的に進めることが望まれる旨の通知が文部科学省からあった。また、「共通政策課題分」として、新規に医歯工イノベーションシステムの0.2億円が財務省要求、液化ヘリウム安全供給システムについては、第二次補正予算により2.4億円の措置があった。

なお、学外委員より次のような質疑応答が行われた。

- ・新しい組織整備について

以上